

法科大学院協会，文部科学省及び法曹三者
による協議会の設置について（合意）

平成19年 5月25日
改正平成20年10月20日

法 科 大 学 院 協 会
文 部 科 学 省
最 高 裁 判 所
法 務 省
日 本 弁 護 士 連 合 会

法科大学院協会，文部科学省，最高裁判所，法務省及び日本弁護士連合会は，法科大学院における教育と司法試験等との連携等に関する法律第2条に規定する法曹養成の理念に従い，国の機関，大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携を図るため，下記のと通りの協議会（以下「本協議会」という。）を設けることを合意した。

記

- 1 本協議会は，法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育，司法試験及び司法修習生の修習の有機的連携の確保の在り方を協議することを目的とする。
- 2 本協議会の構成員は，次の5名とする。
法科大学院協会副理事長，専務理事又は常務理事の中から理事長が指名する者
文部科学事務次官
最高裁判所事務総長
法務事務次官
日本弁護士連合会事務総長
- 3 本協議会を補佐するため，幹事会を置く。幹事会の構成員は，次の5名とする。
法科大学院協会理事又は事務局長の中から理事長が指名する者
文部科学省高等教育局専門教育課長
最高裁判所事務総局審議官
法務省大臣官房司法法制課長

日本弁護士連合会事務次長で事務総長が指名する者

- 4 本協議会の下に、法科大学院における成績、司法試験における成績等の関連性を検証し、その在り方を協議するためのワーキンググループを置く。本協議会において、必要があると認めるときは、新たに別のワーキンググループを置くことができる。
- 5 本協議会の庶務は、法務省において処理する。